

## 【協議事項 3】

## 令和 3 年度病床機能報告の結果について

## 1 病床機能報告制度の概要

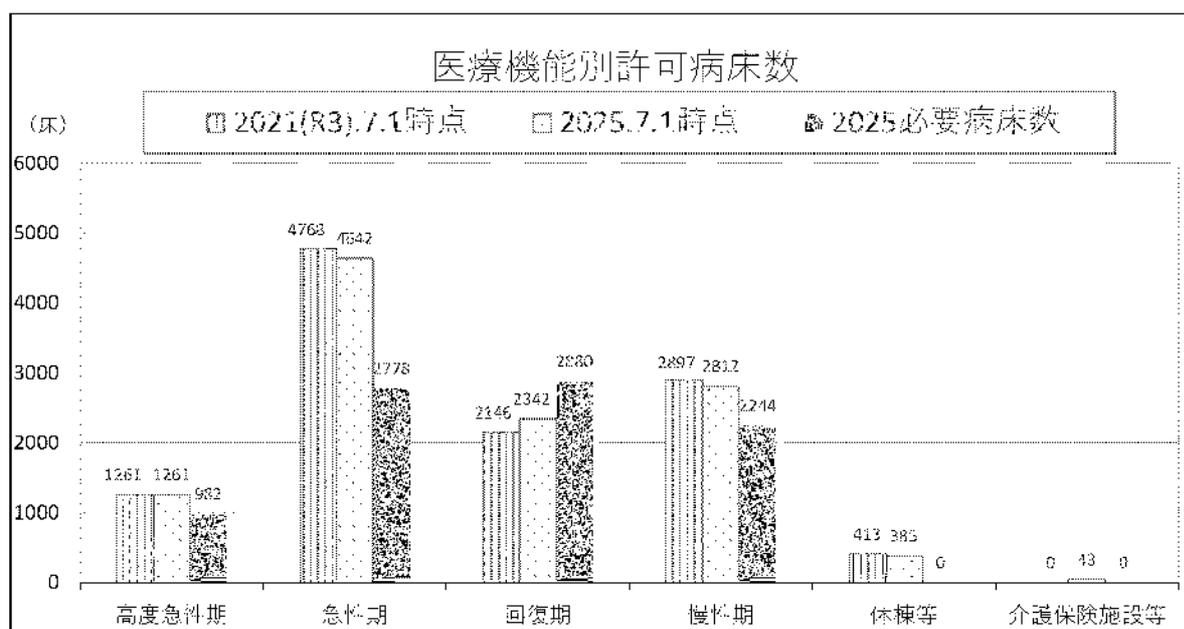
医療法第30条の13に基づき、一般 病床・療養病床を有する病院・診療所が、医療機能の「現状」と「今後の方向性」について、病棟単位で、「高度急性期機能」、「急性期機能」、「回復期機能」及び「慢性期機能」の4区分から1つを選択し、都道府県に報告する仕組み。

毎年、7月1日現在の状況を10月1日～11月30日の期間に報告する。

医療機能	医療機能の内容
高度急性期機能	○急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、 <u>診療密度が特に高い医療</u> を提供する機能
急性期機能	○急性期の患者に対し、 <u>状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能</u>
回復期機能	○急性期を経過した患者への <u>在宅復帰に向けた医療やリハビリテーション</u> を提供する機能
慢性期機能	○長期にわたり <u>療養が必要な患者を入院させる機能</u>

<厚生労働省資料から抜粋>

## 2 令和 3 年度病床機能報告の集計結果（鹿児島保健医療圏）



集計対象医療機関： 85病院，111有床診療所

集計対象許可病床数 合計：11,485床

※報告のあった医療機関のうち、報告項目に不備のない医療機関を集計対象とする。

### 3 病床機能に係る鹿児島保健医療圏の取扱

#### (1) 病床機能の変更について

「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」、「慢性期」から「回復期」へ病床の医療機能を変更予定の医療機関について、病床数に関わらず、変更理由等の書面回答を求め、調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長に相談の上、疑義の有無に応じて以下により取り扱う。

(1) 疑義のあるもの：専門部会への出席及び説明を求め、協議する。

(2) 疑義のないもの：専門部会で書面により協議する。

なお、調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長のうち一人でも疑義のある場合、「疑義のあるもの」として取り扱うこととし、該当する専門部会において協議する。

(R2. 10. 12 第12回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議決定)

(R3. 8. 17 第15回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議改定)

#### (2) 非稼働病棟を有する医療機関の稼働予定について

3年以内に稼働予定の医療機関について、稼働理由等の書面回答を求め、議長及び該当する専門部会長に相談の上、疑義の有無に応じて以下により取り扱うこととする。

- ・ 疑義のあるもの：専門部会への出席及び説明を求め、協議する。

- ・ 疑義のないもの：専門部会で書面により協議する。

(R2. 10. 12 第12回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議決定)

### 4 令和3年度病床機能報告結果と当医療圏の取扱との照合結果

照合内容	医療機関の回答・当調整会議の対応
医療機能の変更  計 18医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機能の報告誤り：16医療機関</li> <li>・ 報告どおり変更予定：アクラス中央病院(慢性期→回復期) ⇒回復期専門部会，慢性期及び在宅医療専門部会で協議</li> <li>・ 報告どおり変更：中央病院(慢性期→急性期) ⇒慢性期及び在宅医療専門部会，高度急性期及び急性期専門部会で協議</li> </ul>
非稼働病棟を有する医療機関  計 22医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稼働予定：2医療機関</li> <li>・ 稼働時期未定：16医療機関</li> <li>・ 稼働予定なし：2医療機関</li> <li>・ 廃止済・廃止予定：2医療機関</li> </ul>